

■ 「障害者虐待防止法」あるいは障害者虐待に関して不明なこと等

- これまで、障害者（児）の虐待についての報告実践がないので、何を協議してよいのか分らない。
- 切迫している状況ではないものの、家庭内暴力において、障害者が被害者ではなく加害者の側になるケースが実例としてあり、福祉部局担当者、保健師、社会福祉協議会等で連携した措置を講じていますが、その都度対応に苦慮しています。
- 「他法優先」と前回の研修で説明があったが、65歳以上の高齢者について「他法優先」の明記がどこに記載されているのか探せません。教えていただければと思います。
- 経済的な虐待（年金搾取など）への対応について悩んでいます。例えば①事実確認の方法をどのようにおこなっていくか、②通帳の管理など、様々な法律が絡んでくると思われるなど。
- 24時間対応になると思うが、特に夜間の整備体制をどのようにしていくかが課題です。
- 今後、障害者虐待防止センター設置等に向けた取り組み（町行政の動向）について、具体的にご指導ください。よろしくお願い致します。
- 重症心身障害者への虐待ケースの場合で一時保護するにあたり、医療機関や、入所可能な施設での居室確保が難しい地域(社会資源が少ない地域)について、市町村それぞれが確保のための調整を行うことが難しいことも考えられる。圏域単位での対策等、市町村だけでは調整が難しいものについて、県としてどのような方策を考えているのか教えていただきたい。
- 業務マニュアルの見本があったら電子メールで送ってほしい。
- 窓口や一時保護施設の設置の方法
- 関係機関とのネットワーク構築の際の注意点、メンバー
- 虐待防止センターはどのような委託先、委託内容で委託を考えているのか、他市町村の状況を知りたい。